

総社市学校給食費無償化に関する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第11号

総社市学校給食費無償化に関する条例

総社市の将来を担う子どもの成長を学校給食により支えるとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、総社市学校給食費の管理に関する条例(令和3年総社市条例第26号)の規定にかかわらず、中学校又は義務教育学校の後期課程に在籍する生徒に係る学校給食費を無償とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。